

令和 7 年 11 月 27 日

「魚介類の名称のガイドライン」一部改正案に関する意見募集について

消費者庁において、「食品表示基準 Q & A」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 140 号）の別添「魚介類の名称のガイドライン」の一部改正案を作成いたしました（本案の詳細は別添資料を御参照ください。）。つきましては、下記のとおり、広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本案作成の参考とさせていただきます。

1 意見募集の対象

・「魚介類の名称のガイドライン」一部改正案（別紙参照）

2 意見募集の趣旨

「食品表示基準 Q & A」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 140 号）の別添「魚介類の名称のガイドライン」において、生鮮食品や加工度の低い加工食品の原材料名における魚介類の名称には、種名として標準和名を用いることが基本となっていますが、新たな魚介類の輸入・流通の拡大、分類学的研究の進展による名称の変更等、魚介類の名称を巡る状況は変化しており、現行のガイドラインでの対応が難しくなっていました。このため、令和元年から本ガイドライン改正に向けた検討会を開催しており、今年度は、貝類について検討を行いました（リンク：[令和 7 年度 魚介類の名称のガイドライン改正案\(貝類\)検討会 消費者庁](#)）。

この検討結果を踏まえ、消費者庁では、所要の改正を行うため、「魚介類の名称のガイドライン」の一部改正案を作成いたしました（本案の詳細は別添資料を御参照ください。）。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本案作成の参考とさせていただきます。

3 意見募集期間

令和 7 年 11 月 27 日（木）から同年 12 月 26 日（金）まで（郵送の場合は同日必着）

4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

【2】～【5】については、任意記載の項目です。

なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

【1】 御意見

- * 御意見については、その理由も記載いただくようお願いいたします。
- * 御意見が 6000 字を超える場合、その内容の要旨を添付していただきますようお願いいたします。

【2】 氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）

【3】 住所（法人その他の団体にあつては所在地）

【4】 電話番号

【5】 電子メールアドレス（お持ちの場合）

（1）インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームから提出してください。

リンク：<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

（3）郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階

消費者庁食品表示課 意見募集担当宛て

＊ 封筒表面に「「魚介類の名称のガイドライン」一部改正案について」と朱書きしてください。

5 意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、御記入いただいた氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）、住所（法人その他の団体にあつては所在地）、電話番号及び電子メールアドレス（お持ちの場合）は、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、頂いた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

<問合せ先>

消費者庁食品表示課

TEL：03-3507-9223（直通）

担当：山口、東島